

刈谷市産後ケア事業のご案内

刈谷市では、出産後のお母さんとあかちゃんが、心身を休めながら育児の相談や授乳指導を受けられるサービスを実施しています。

【利用できる人】

刈谷市に住所を有し、医療行為の必要がない人で、1歳未満の乳児を育てている母親（養親・里親含む）

【サービスの内容】

	宿泊型	日帰り型	訪問型
利用可能日数	3つの型を合わせて最長7日間（例：宿泊型のみの場合、最長は6泊7日）		
1日あたりの自己負担額	2,500 円 【例】1泊2日は2日間とし自己負担額は 5,000円 （2,500円×2日） 別途、食事代、ミルク代、特別個室利用時の差額分等の自己負担金があります。施設ごとに金額が違いますので直接施設へお問い合わせください。	1,500 円	1,000 円 子育て支援サービス無料体験事業対象（※産後ケアを初めて利用する日の利用型が「訪問型」の場合、初回のみ自己負担額が無料になります。）
利用時間	入所日の午前 10 時から退所日の午後4時までの必要とする時間		午前10時から午後4時までの間のうち、おおむね1時間30分間
実施内容	・産後のからだやこころのケア ・授乳の相談 ・乳房ケア（母乳マッサージ含む） ・沐浴指導 ・あかちゃんのお世話の仕方・相談 （訪問型は、刈谷市のご自宅または刈谷市内のご実家に訪問します。）		

妊娠 8 か月頃のお申込みがおすすめです。



※市民税非課税世帯および生活保護受給世帯の人は減免制度があります。

※多胎の場合、2人目以降の追加料金はありません。

※多胎ではなく、1歳未満の乳児が2人以上利用の場合、自己負担金があります。

【利用の流れ】

利用には刈谷市産後ケア事業利用決定通知書と刈谷市産後ケア事業利用券の持参が必須です。

事前に申請を行ってください。

① 妊娠中または産後に産後ケア事業利用の電子申請または窓口申請を行います。

※利用日の7開庁日前までに利用券の申請をしてください。

7開庁日以内の利用を希望される場合は、利用希望施設で日程調整をしたうえで、

刈谷市保健センターにご相談ください。

② 決定通知書・利用券が保健センターより自宅へ届きます。



刈谷市産後ケア事業
利用申請

同封の「刈谷市産後ケア事業についてのご案内」をよくお読みください。

③ 利用を希望する施設に利用者が電話し、日程調整を行います。（委託施設の一覧は裏面にあります。）

④ 利用当日、刈谷市産後ケア事業利用決定通知書・刈谷市産後ケア事業利用券・母子健康手帳・本人確認書類を必ず持参し、利用します。

⑤ 利用後に施設へ自己負担金を支払い、利用回数分切り取られた利用券が返却されます。

※施設により、キャンセル料がかかる場合があります。やむを得ずキャンセルをする場合は、直接利用施設へお早めにご連絡ください。

【 刈谷市産後ケア委託施設 】

● 医療機関（所在地・50音順）

医療機関名	所在地	電話番号	児の受入条件	宿泊型	日帰り型
刈谷豊田総合病院	住吉町	0566-21-2450	出産時から継続入院	○	—
G & O レディースクリニック	泉田町	0566-27-4103	4か月未満	○	○
安城更生病院	安城市	0566-75-2111	出産時から継続入院	○	—
ジュンレディースクリニック安城	安城市	0566-71-0308	4か月未満	○	○
八千代病院	安城市	0566-97-8111	4か月未満	○	○
藤田医科大学病院	豊明市	0562-93-2920 (電話対応時間:13時~15時)	6ヶ月未満	○	○
あいち小児保健医療総合センター	大府市	0562-43-0500	4か月未満	○※	○
広川レディースクリニック	大府市	0562-44-1188	妊娠中に通院した人で4か月未満	○	○

※あいち小児保健医療総合センターの宿泊型の利用時間は、入所日の午前10時から退所日の午前10時までです。

● 助産院（所在地・50音順）

助産院名	所在地	電話番号	宿泊型	日帰り型	訪問型
F - s a l o n	南沖野町	090-9021-4910	—	—	○
出張専門 N a m i 助産院	高津波町	090-8324-0036	—	—	○
ひまわり助産院	池田町	0566-27-3613	○	○	○
出張専門助産院 h a h a k o	安城市	090-9901-8084	—	—	○
助産院・こよみ	碧南市	070-9123-0543	—	—	○
H a h a 助産院	大府市	090-7312-5921	—	—	○
マザーズ・プレイス	知立市	0566-91-0403	○	○	○
みか助産院	東浦町	080-6970-1049	○	○	○

※里帰り等により、委託施設以外の施設で産後ケアを利用される場合でも、刈谷市の産後ケア事業に沿った内容であれば、費用の一部助成ができる場合があります。詳細は、ホームページからご確認ください。



刈谷市 HP「産後ケア」

【 申請の内容に変更がある場合 】

申請内容の世帯区分（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯・その他の世帯）に変更がある場合、変更申請が必要です。まずは、刈谷市保健センターへご連絡ください。

【 問い合わせ先 】

子育て支援課 母子保健第2係（刈谷市保健センター内）
TEL 0566-23-8877 FAX 0566-26-0505

